第十一条の三の見出しを「（特定農産加工品生産設備の特別償却）」に改め、同条第一項中「第十条第四項」を「第十条第六項第四号」に、「中小企業者に該当する個人」を「中小事業者」に、「第三項」を「次項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「、第一項」を「、前項」に改め、「又は前項の規定の適用を受ける新用途米穀加工品等製造設備の償却費の額を計算する場合」及び「又は第二項本文」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十二条第一項の表の第一号の第一欄中「次に掲げる」を「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域のうち政令で定める」に改め、同欄のイ及びロを削り、同条第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、「をする場合」の下に「（第十条第六項第四号に規定する中小事業者以外の個人にあつては、同表の第四号の下欄に掲げる設備の取得等をする場合を除く。）」を加え、「取得等をした設備（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）」に改め、「かかわらず、」の下に「当該産業振興機械等が、同表の第一号から第三号までの下欄に掲げる設備を構成するものである場合には」を加え、「とする」を「とし、同表の第四号の下欄に掲げる設備を構成するものである場合には当該産業振興機械等について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るものの百分の百二十四（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の百三十六）に相当する金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする」に改め、同項の表の第一号の上欄中「推進」を「促進」に改め、同号の下欄、同表の第二号の下欄及び同表の第三号の下欄中「当該事業」を「当該地区内において営む当該事業」に改め、同表に次の一号を加える。

四	山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により振興山村として指定された地区のうち、産業の振興のための取組が積極的に促進されるものとして政令で定める地区（第一号の上欄に掲げる地区に該当する地区を除く。）	上欄に掲げる地区において生産されたものを原料又は材料とする製造業その他の政令で定める事業	当該地区内において営む当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの

第十二条の二の見出しを「（医療用機器の特別償却）」に改め、同条第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「次の各号に掲げる減価償却資産」を「医療用の機械及び装置並びに器具及び備品（政令で定める規模のものに限る。）のうち、高度な医療の提供に資するもの若しくは先進的なものとして政令で定めるもの」に、「医療用機器等」を「医療用機器」に、「当該各号に定める割合を乗じて計算した金額」を「の百分の十二に相当する金額」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「医療用機器等」を「医療用機器」に改める。

第十三条第二項中「又は次条第一項若しくは第二項」を削り、「これら」を「同項」に、「同法第四十九条第一項」を「同条第一項」に改める。

第十三条の二を削る。

第十三条の三の見出し中「建物等」を「次世代育成支援対策資産」に改め、同条第一項中「平成二十四年から平成二十七年までの各年において、」を「平成二十四年一月一日から平成三十年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内に」に改め、「規定する次世代育成支援対策」の下に「（以下この項において「次世代育成支援対策」という。）」を加え、「平成二十四年一月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間」を「指定期間」に改め、「「基準適合認定」という。）」の下に「を受け、又は平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日までの期間（以下この項において「特例指定期間」という。）内に次世代育成支援対策に係る同法第十五条の二に規定する基準に適合するものである旨の認定（当該個人が特例指定期間内において最初に受けるものに限る。以下この項において「特例基準適合認定」という。）」を、「日。以下この項において同じ。）」の下に「又は当該特例基準適合認定を受けた日の属する年以後三年以内の各年（同法第十五条の三第三項の勧告を受けた日の属する年以後の各年及び同法第十五条の五の規定により当該特例基準適合認定を取り消された日の属する年以後の各年を除く。以下この項において「特例認定適用年」という。）の十二月三十一日」を加え、「有する建物、建物附属設備、車両及び運搬具並びに器具及び備品で、当該個人の当該基準適合認定又は当該特例基準適合認定に係る同法第十二条第一項に規定する一般事業主行動計画（以下この項において「一般事業主行動計画」という。）に記載されたもののうち次世代育成支援対策に資するものとして政令で定めるもの」に、「に係る同法第十二条第一項に規定する」を「又は当該特例基準適合認定に係る」に、「当該適用年の十二月三十一日」を「当該基準適合認定又は当該特例基準適合認定を受けた日」に、「取得をしたものでその建設の後事業の用に供されたことのないもの又は当該期間内に新築をし、若しくは増築若しくは改築（以下この項において「増改築」という。）を「取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。）又は製作若しくは建設（建物及び建物附属設備にあつては、増築、改築、修繕又は模様替のための工事による取得又は建設を含む。）に、「除き、増改築をしたものにあつては当該増改築のための工事によつて取得し、又は建設した建物及びその附属設備の部分に限る。」を「除く。」に、「特定建物等」を「次世代育成支援対策資産」に、「その年分」を「当該適用年又は当該特例認定適用年の年分」に、「百分の三十二に相当する」を「償却費の額に次の各号に掲げる次世代育成支援対策資産の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一　建物及び建物附属設備　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合

イ　その年が適用年である場合　百分の二十四（当該一般事業主行動計画が次世代育成支援対策推進法第十二条第四項の規定により届出をされたものである場合には、百分の三十二）

ロ　その年が特例認定適用年である場合　百分の十五

二　車両及び運搬具並びに器具及び備品　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合

イ　前号イに掲げる場合　百分の十八（当該一般事業主行動計画が次世代育成支援対策推進法第十二条第四項の規定により届出をされたものである場合には、百分の二十四）

ロ　前号ロに掲げる場合　百分の十二

第十三条の三第二項中「第十三条第二項」を「前条第二項」に、「特定建物等」を「次世代育成支援対策資産」に、「「前項の」を「「前項」に、「第十三条の三第一項の」を「次条第一項」に、「と読み替える」を「と、「同条第一項」とあるのは「同法第四十九条第一項」と読み替える」に改め、同条第三項中「第十三条第二項」を「前条第二項」に改め、同条を第十三条の二とする。

第十四条の二の見出しを「（特定都市再生建築物等の割増償却）」に改め、同条第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「特定再開発建築物等」を「特定都市再生建築物等」に、「百分の百十」を「百分の百五十」に、「次項第二号」を「次項第一号」に改め、「同号イに掲げる地域内において整備されるものである場合には百分の百五十とし、同号に掲げる建築物のうち」を削り、「である場合には百分の百四十とし、同項第三号」を「又は同項第二号」に改め、「百三十」の下に「とし、同項第三号に掲げるものである場合には百分の百十」を加え、同条第二項中「特定再開発建築物等」を「特定都市再生建築物等」に改め、「及び第二号」を削り、「第三号」を「第二号」に、「第四号に掲げる構築物（当該構築物と併せて設置される機械及び装置で財務省令で定めるものを含む。）」を「第三号に掲げるもの」に改め、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第三項に規定する既成市街地及び同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法（昭和三十八年法律第百二十九号）第二条第三項に規定する既成都市区域及び同条第四項に規定する近郊整備区域、中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第百二号）第二条第三項に規定する都市整備区域その他これらに類する区域として政令で定める区域」を「下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域」に改め、「又は地下への浸透」を削り、「貯留し、又は浸透する」を「貯留する」に改め、「もの」の下に「（これと併せて設置される機械及び装置で財務省令で定めるものを含む。）」を加え、同号を同項第三号とし、同条第三項中「特定再開発建築物等」を「特定都市再生建築物等」に、「前項の」を「前項」に、「第十四条の二第一項の」を「第十四条の二第一項」と、「これら」とあるのは「同項」を「同条第一項」とあるのは「同法第四十九条第一項」に改める。